

コメ新市場開拓等促進事業（令和8年産）の見直し等のポイント

1 対象作物に酒造好適米を追加（参考2-3、2-4、5参照）

昨今の米価高騰の中、酒造好適米の安定供給を図るため、酒造好適米^{*}を対象に追加。取組年数に応じて最大3万円/10a（1年あたり1万円/10a×最大3年間）を令和8年度に一括交付。

低コスト生産等の取組メニューの地域特認の基準において、酒造好適用米向けに「品質の向上や収量の安定に資する取組」を追加するとともに、産地と実需の結び付きの強化や産地形成の観点から、一定の要件を設定。

※「農産物規格規程」に定める「醸造用玄米」が対象（当該都道府県の産地品種銘柄に限らない）。

2 多収品種加算の新設

食料・農業・農村基本計画に掲げた目標（米の生産量：27万t拡大、米の単収：35kg/10a増大）に向け、3つの取組に加え、多収品種を作付けする農業者に対し、0.5万円/10aを支援。

対象品目は、新市場開拓用米、加工用米、米粉用米（酒造好適米は除く）とし、「多収品種の導入（作付け）」を含めて合計4つの取組（「多収品種の導入（作付け）」＋3つの取組）を行うことが必要。

多収品種の定義は、以下のいずれかとする。

- ①「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」別紙1の第4の3に規定する多収品種
- ②地域の単収よりも概ね1割以上収量が高く、都道府県が多収品種と判断する品種

（②は、品種毎に実証データや論文等により上記が確認できる品種とする。「多収品種の作付拡大に向けた調査」（農林水産省実施）と同じ定義。）

3 米粉用米の対象品種の拡大

米粉用米生産の裾野そのものを拡大するため、「パン・麺専用品種」に限定していた対象品種を「実需者ニーズに即した品種」（専用品種に限らず、実需者との事前契約により締結した品種であり、個々の品種は問わない）に拡大。

4 取組メニューに「高温耐性品種」や「米粉用米パン・麺専用品種」の作付けを追加（参考5参照）

気候変動に適応するため、また、上記3の米粉用米の対象品種の拡大に伴い、低コスト生産等の取組メニューとして「多収品種、高温耐性品種又は米粉用米パン・麺専用品種の導入（作付け）」を設定。

高温耐性品種の対象品目は全ての品目とし、定義は、「都道府県において、高温にあっ

ても玄米品質や収量が低下しにくい品種であり、地球温暖化による影響に適応することを目的として導入されたものであると都道府県が判断する品種」（「令和6年地球温暖化影響調査レポート」（農林水産省公表）と同じ定義）とする。

また、米粉用米パン・麺専用品種として、新たに、はなという、亜細亜のつき、奥羽452号の3品種を追加予定（本年3月に対象として追加予定であり、本事業の対象となる予定）。

5 配点基準の見直し（参考2-2参照）

別紙17「コメ新市場開拓等促進事業の採択・配分基準について」の配点基準について、以下のとおり見直し。

(1) 酒造好適米の追加に伴い、配点基準を設定（最大：100ha以上で24ポイント）

また、複数年の取組を推進する観点から、以下のとおり「6 酒造好適米の安定供給に向けた取組」を設定

「6 酒造好適米の安定供給に向けた取組」【酒造好適米】

令和8～10年度における、低コスト生産等の延べ取組面積に占める、複数年の低コスト生産等に取り組む農業者の延べ取組面積の割合

ア 50%以上	6ポイント
イ 30%以上～50%未満	4ポイント
ウ 10%以上～30%未満	2ポイント

(2) 米粉用米の対象拡大に伴い、ポイント毎の面積範囲を引き上げ

最大：10ha以上で12ポイント → 50ha以上で12ポイント

(3) 令和7年6月19日の改正を反映し、配点基準から「旧3 主食用米作付削減面積」及び「旧4 転作状況」の項目を削除

6 新市場開拓用の醸造用玄米の取扱い（参考2-5参照）

酒造好適米や、酒造好適米で醸造された酒類を輸出する場合、当該酒造好適米は新市場開拓用米として取り扱うことが可能となっており、その取扱いについてQ&Aを整理しているところ、当事業等の活用に向け、ご参照いただきたい。

7 都道府県が設定する多収品種と高温耐性品種の周知と情報提供

都道府県においては、①今般の要望調査において、管内の地域農業再生協議会や農業者に対し、当該都道府県における多収品種と高温耐性品種の対象品種を周知するとともに、②設定した品種（及び多収品種はその根拠）について、令和8年1月30日（金）までに地方農政局等まで情報提供をお願いします。

（以上）

(※今後の協議過程で変更となる可能性があります。)

2 コメ新市場開拓等促進事業

(1) 趣旨

国内外の新たな需要に対応するためには、産地と実需者の結びつきを強化するとともに、これら両者の強い連携に基づく、実需者ニーズに応じた作物の生産を推進していくことが重要です。

このため、水田農業を需要拡大が期待される作物を生産する農業へと転換するべく、実需者ニーズに応じるための低コスト生産等の取組を支援します。

(2) 事業内容

コメ新市場開拓等促進事業は、(3)の①で定める産地・実需協働プランに基づき、実需者ニーズに応えるための低コスト生産等に取り組む農業者に対して取組面積に応じて交付金を交付する事業です。

(3) 用語の定義

「2 コメ新市場開拓等促進事業」において使用する用語の定義は、別段の定めがある場合を除き、下記のとおりとします。

① 産地・実需協働プラン

地域農業再生協議会が、水田農業を新たな需要拡大が期待される作物の生産等を行う農業へと刷新することを目的として、(4)の定めにより作成する計画であって、農業者と実需者の連携に基づき、実需者ニーズに応えるために農業者が行う低コスト生産等の取組等を位置付けたものをいいます。

② 実需者

食品製造業者、外食業者、中食業者等、加工等によって付加価値を与え、実際の需要を生み出す者をいいます。輸出代行業者が輸出を代行する場合にあっては、当該輸出代行業者を実需者に含むものとします。

③ 新市場開拓用米

新市場開拓用として生産することとして、需要に応じた米の生産・販

売の推進に関する要領別紙1の第5の1に定める加工用米等取組計画書を農産局長又は地方農政局長等に提出し、受理されたものをいいます。

④ 加工用米

加工用米として生産することとして、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第5の1に定める加工用米等取組計画書を農産局長又は地方農政局長等に提出し、受理されたものをいいます。

⑤ 米粉用米

米粉用として生産することとして、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第5の1に定める加工用米等取組計画書を農産局長又は地方農政局長等に提出し、受理されたものをいいます。

⑥ 酒造好適米

農産物規格規程第1の2(2)ハに定める醸造用玄米に該当するものをいいます。なお、産地品種銘柄に限定しません。

(4) 産地・実需協働プランの作成

地域農業再生協議会の長は、本事業に基づく助成を申請しようとするときは、様式第13-1号により産地・実需協働プラン(以下「プラン」という。)を作成し、都道府県農業再生協議会の長に提出の上、その承認を受けるものとします。

(5) 書類の保管

都道府県農業再生協議会、地域農業再生協議会及び(8)の①に定める交付対象者は、本事業に係る交付申請の基礎となった証拠書類及び交付金の交付に関する書類を事業終了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければなりません。

(6) 都道府県取組計画書の作成及び承認手続

- ① 都道府県農業再生協議会の長は、本事業を実施しようとするときは、様式第13-2号により都道府県取組計画書を作成し、管轄する地域農業再生協議会が作成したプランを添付の上、地方農政局長等に提出し、そ

の承認を受けるものとします。なお、当該計画書の変更に係る手続は、これに準じて行うものとします。

- ② ①の申請を受けた地方農政局長等は、その内容が適切であると認められる場合には、速やかにこれを承認し、都道府県農業再生協議会の長に通知するものとします。
- ③ 地方農政局長等は、①の承認を行うに際し、必要があると判断した場合は、関係する書類の提出を要求できるものとします。

(7) 予算額の配分等

- ① 地方農政局長等は、(6)の①により提出された都道府県取組計画書の内容及び当該取組計画書に含まれている各地域農業再生協議会の取組内容について審査を行い、適切と認められる場合は、その結果について農産局長に報告するものとします。
- ② 農産局長は、①により報告のあった都道府県取組計画書について、別紙17の採択・配分基準に基づき、予算の範囲内で配分対象となる都道府県取組計画書及び当該都道府県農業再生協議会の予算額を決定し、これらを様式第13-3号により地方農政局長等に通知するものとします。
- ③ 地方農政局長等は、②の通知に基づき、配分対象となった都道府県取組計画書及び当該都道府県の予算額を都道府県農業再生協議会の長に通知するものとします。
- ④ 都道府県農業再生協議会の長は、③の通知に基づき、該当する地域農業再生協議会のプランを承認し、採択結果について通知するものとします。

(8) 事業の実施

① 交付対象者

交付対象者は、水田（別紙1に定める水田活用の直接支払交付金の交付対象水田をいいます。以下同じです。）において、②に定める対象作物を生産する販売農家及び集落営農であって、プランに参画する者としてします。

② 対象作物

対象とする作物は、水田において、基幹作として作付される新市場開拓用米、加工用米、米粉用米又は酒造好適米とします。

③ 交付対象とする取組、交付対象面積等

ア 交付対象とする低コスト生産等の取組は、別表1に掲げる取組とします。ただし、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けた場合には、都道府県農業再生協議会の長は交付対象とする取組を追加できるものとし、その承認に係る手続は、別紙18によるものとします。

イ 別表1の取組については、交付を申請する品目ごとに、3つ以上行うこととし、交付対象面積は、当該取組を行う水田の合計面積とします。また、交付対象面積の単位はa単位とし、1a未満の端数があるときには切り捨てることとします。

ただし、新市場開拓用米、加工用米及び米粉用米であって、④で定める多収品種加算の交付を受ける場合には、別表1の「⑬多収品種、高温耐性品種又は米粉用米パン・麺専用品種の導入」の取組以外に3つ以上の取組を行うこととします。

ウ 交付対象とする取組の実施に当たっては、以下のいずれかを満たしているものとします。なお、交付対象者、実需者及び集出荷業者等は、以下のいずれの場合においても同種又は類似の内容の契約に対し通常支払われる対価に比し著しく低い代金の額を定めることのないよう十分注意願います。

(ア) 交付対象者が実需者との間で販売契約の締結又は締結の計画をしていること。

(イ) 交付対象者が集出荷業者等との間で出荷契約の締結又は締結を計画しており、かつ、集出荷業者等が実需者との間で販売契約の締結又は締結の計画をしていること。酒造好適米にあつては、上記に加え、一定のまとまりを持ったほ場において生産されること、又は、酒米協議会等の安定的な生産に向けた体制が整っていること。

エ ウの実需者及び集出荷業者等は、プランに参画する者としてします。

オ 新市場開拓用米、加工用米及び米粉用米にあつては、イの交付対象面積は、ウの販売契約又は販売契約を締結する計画に基づく出荷予定

数量相当を生産する面積（地域の合理的な単収等を用いて算定した面積）と同じ又はその範囲内であることとします。

カ 本事業と目的や支援対象が同じ国の他の補助事業の支援を受けた、又は受ける予定の取組は、原則として本事業による交付対象としないものとします。

④ 交付単価

低コスト生産等の取組への交付は、③のイの交付対象面積に応じて、下表のとおりとします。なお、新市場開拓用米、加工用米及び米粉用米であって、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第4の3に規定する多収品種、又は、地域の単収よりも概ね1割以上収量が高く、都道府県が多収品種と判断する品種を作付けする場合、5,000円/10aを加算します（多収品種加算）。

作物	交付単価
新市場開拓用米	40,000円/10a
加工用米	30,000円/10a
米粉用米	90,000円/10a
酒造好適米	取組年数に応じて最大30,000円/10a※

※酒造好適米の交付単価は、低コスト生産等の取組年数に応じて1年当たり10,000円/10aとし、最大3年分を令和8年度に一括で交付します。なお、3年分の交付を受ける場合には、農業者側と酒蔵側との間で、「価格決定の考え方」を予め設定する必要があります。

⑤ 取組計画書の作成

ア 低コスト生産等の取組を行おうとする①の交付対象者は、地域農業再生協議会の長に対し、低コスト生産等に係る取組計画書（以下「取組計画書」という。）を作成し、当該計画に基づく取組を実施することを誓約するものとします。

イ 取組計画書は、様式第13-4号を参考に作成するものとし、地域農業再生協議会の長に提出するものとします。

ウ 地域農業再生協議会の長は、様式第13-1号により、その管轄する地域におけるプランを作成し、都道府県農業再生協議会の長に提出して、その承認を受けるものとします。

エ 都道府県農業再生協議会の長は、ウにより提出されたプランの内容を審査し、当該都道府県における取組として適正であると認めた場合は、これを取りまとめ、様式第13-2号により都道府県取組計画書を作成し、(6)の①に基づき、地方農政局長等へ承認申請を行うものとしします。

オ 都道府県取組計画書の変更を行う場合は、(6)の①及び(8)の⑤のアからエまでに準じた手続を行うものとしします。

⑥ 交付申請手続等

ア 交付申請手続

本事業の交付申請者は、交付申請書の「交付申請内容欄」の「水田活用直接支払交付金の申請」の回答欄の「する」に○を付け、「コメ新市場開拓等促進事業」に✓を付けた上で、営農計画書とともに、生産年の6月30日までに、地方農政局等又は地域農業再生協議会に提出します。

イ 出荷・販売の実績報告等

出荷・販売の実績報告についてはIVの第2の1の(4)の②のアの規定を準用します。この場合において、同規定中「水田活用の直接支払交付金の交付申請者」は「コメ新市場開拓等促進事業による交付金の交付申請者」、「当年産」は「対象作物の生産年」、「水田活用の直接支払交付金の対象作物」は「コメ新市場開拓等促進事業の対象作物」と読み替えるものとしします。

ウ 作付面積の確認等

作付状況の確認についてはIVの第2の1の(5)の①から⑤までの規定を適用します。

エ 交付対象面積等の算定

地域農業再生協議会から報告されたデータを基に、地方農政局等が交付申請者ごとの交付対象面積及び交付金額を算定します。

オ 交付決定及び交付金の交付

- (ア) 国は、毎年度、予算の範囲内において、交付対象者に対し交付金を交付します。
- (イ) 地方農政局長等は、交付申請者ごとの交付面積及び交付金額の確認が終わり次第、交付金計算書を作成します。
- (ウ) 地方農政局長等は、交付決定を行い、交付申請者に対して交付決定額を通知した上で、交付金を交付します。

⑦ 適切な生産の徹底等

交付対象作物については、地域の普及組織等が指導する標準的な栽培方法等に即し、十分な収量が得られるように生産することが原則です。また、適切な防除等を通じて近隣ほ場の作物の品質や収量に影響を与えないよう配慮する必要があります。

そのような栽培方法に即さず、適切な生産が行われていない可能性が高いと判断される場合には、本交付金の交付対象となるかを確認し、本交付金の交付対象と認められる場合のみ、⑥のオの交付決定を行うこととします。なお、当該確認の方法その他必要な手続については、Ⅳの第2の1の(9)の③及び⑤から⑧までの規定を適用します。ただし、Ⅳの第2の1の(9)中「本交付金」は「コメ新市場開拓等促進事業による交付金」と、読み替えるものとします。

また、本事業による交付金の交付後に交付対象とならないことが明らかになった場合は、当該交付対象作物に係る交付金を返還していただくこととします。

⑧ 取組の実施状況等の報告

ア 交付対象者は、取組計画書に基づく取組の実施状況及び評価について、様式第13-5号を参考に取組計画実施状況報告書を作成し、地域農業再生協議会の長に報告するものとします。

イ 地域農業再生協議会の長は、その管轄する地域の交付対象者の取組計画書に基づく取組の実施状況等について、様式第13-6号により実施状況報告書を作成し、都道府県農業再生協議会の長に報告するものとします。

ウ 都道府県農業再生協議会の長は、イの報告を取りまとめ、様式第13-7号により事業実施状況報告書を作成し、イで報告のあった実施状況報告書を添付し、事業終了年度末までに地方農政局長等に報告する

ものとしす。

⑨ 調査の実施

地方農政局長等は、報告を受けた事業実施状況報告書等について検討し、必要があると判断した場合には、関係する資料の提出を要求し、現地調査を実施できるものとしす。この際、都道府県農業再生協議会の長及び地域農業再生協議会の長は、地方農政局長等の求めに応じ、調査等に協力するものとしす。

⑩ その他

ア 本事業の支援対象となった水田面積は、当年産における水田活用の直接支払交付金において、交付対象者に対する戦略作物助成（加工用米：10a当たり20,000円、米粉用米：10a当たり55,000円～105,000円）及び都道府県に対する産地交付金の取組に応じた追加配分（新市場開拓用米：10a当たり20,000円）の対象面積から除外するものとしす。

イ 当該都道府県内に地域農業再生協議会が設立されていない地域がある場合は、当該地域における事業の実施について都道府県農業再生協議会、当該地域を管轄する市町村又は農業者が組織する団体が当該地域において事業を行うことができるものとしす。

コメ新市場開拓等促進事業（令和 8 年産）の採択及び配点基準について

（赤字は令和 7 年産事業からの変更点）

【採択について】

地域協議会の品目ごとに、新市場開拓用米、加工用米及び米粉用米にあつては、下表の 1 の①又は②のいずれか、2 の①又は②のいずれか、3、4 及び 5 の合算ポイントで、酒造好適米にあつては、下表の 1 の①又は②のいずれか、2 の①又は②のいずれか、3、4、5 及び 6 の合算ポイントでそれぞれ評価し、予算の範囲内でポイントの高い順から品目ごとに採択する。

その際、令和 7 年度当初予算コメ新市場開拓等促進事業にて低コスト生産等の取組支援を受けた協議会のうち、1 の①又は②、~~3 の①又は②~~に係る計画面積を達成できなかった場合は、未達分の面積を減じた上で評価する（未達分の面積を引いた値を用いてポイントを算出）。

また、品目ごとに下表のとおり優先枠を設定し、それぞれ枠の範囲内でポイントの高い順から採択する。

なお、同ポイントの場合は要望額の低い方を優先的に採択する。

（要綱別紙 17 参照）

【配点基準】

項目	ポイント	
1 低コスト 生産等の取 組状況	【新市場開拓用米】	
	①又は②のいずれかを選択。	
	①当年産における低コスト生産等の取組面積 ※1	②当年産における低コスト生産等の取組面積／前年産の作付面積 ※1
	ア 100ha 以上 24	ア 300%以上 24
	イ 80ha 以上～100ha 未満 20	イ 200%以上～300%未満 20
	ウ 60ha 以上～80ha 未満 16	ウ 150%以上～200%未満 16
	エ 40ha 以上～60ha 未満 12	エ 100%以上～150%未満 12
	オ 20ha 以上～40ha 未満 8	オ 75%以上～100%未満 8
	カ 20ha 未満 4	カ 75%未満 4
	【加工用米】	
	①又は②のいずれかを選択。	
	①当年産における低コスト生産等の取組面積 ※1	②当年産における低コスト生産等の取組面積／前年産の作付面積 ※1
ア 400ha 以上 12	ア 300%以上 12	
イ 300ha 以上～400ha 未満 10	イ 200%以上～300%未満 10	
ウ 200ha 以上～300ha 未満 8	ウ 150%以上～200%未満 8	
エ 100ha 以上～200ha 未満 6	エ 100%以上～150%未満 6	
オ 50ha 以上～100ha 未満 4	オ 75%以上～100%未満 4	
カ 50ha 未満 2	カ 75%未満 2	
【米粉用米（パン・麺専用品種）】		
①又は②のいずれかを選択。		
①当年産における低コスト生産等の取組面積 ※1	②当年産における低コスト生産等の取組面積／前年産の作付面積 ※1	
ア <u>50ha 以上</u> 12	ア 300%以上 12	
イ <u>40ha 以上～50ha 未満</u> 10	イ 200%以上～300%未満 10	
ウ <u>30ha 以上～40ha 未満</u> 8	ウ 150%以上～200%未満 8	
エ <u>20ha 以上～30ha 未満</u> 6	エ 100%以上～150%未満 6	
オ <u>10ha 以上～20ha 未満</u> 4	オ 75%以上～100%未満 4	
カ <u>10ha 未満</u> 2	カ 75%未満 2	
【酒造好適米】		
①又は②のいずれかを選択。		
①当年産における低コスト生産等の取組面積 ※1	②当年産における低コスト生産等の取組面積／前年産の作付面積 ※1	
ア <u>100ha 以上</u> 24	ア <u>300%以上</u> 24	
イ <u>80ha 以上～100ha 未満</u> 20	イ <u>200%以上～300%未満</u> 20	
ウ <u>60ha 以上～80ha 未満</u> 16	ウ <u>150%以上～200%未満</u> 16	
エ <u>40ha 以上～60ha 未満</u> 12	エ <u>100%以上～150%未満</u> 12	
オ <u>20ha 以上～40ha 未満</u> 8	オ <u>75%以上～100%未満</u> 8	
カ <u>20ha 未満</u> 4	カ <u>75%未満</u> 4	

2 本事業対象品目の作付状況	【全作物共通】 ①又は②のいずれかを選択。	
	①当年産における本事業対象品目の作付面積の拡大 ※2	②当年産における本事業対象品目の作付面積の拡大分/前年産における本事業対象品目の作付面積 ※2
	ア 50ha 以上 6	ア 10%以上 6
	イ 40ha 以上～50ha 未満 5	イ 8%以上～10%未満 5
	ウ 30ha 以上～40ha 未満 4	ウ 6%以上～8%未満 4
	エ 20ha 以上～30ha 未満 3	エ 4%以上～6%未満 3
	オ 10ha 以上～20ha 未満 2	オ 2%以上～4%未満 2
	カ 0ha 超～10ha 未満 1	カ 0%超 ～2%未満 1
3 主食用米作付削減面積 (地域農業再生協議会単位)	【全作物共通】 ①又は②のいずれかを選択。	
	①前年産から当年産の主食用米作付削減面積 ※3	②前年産から当年産の主食用米作付面積削減割合 ※3
	ア 50ha 以上 6	ア ▲10%以上 6
	イ 40ha 以上～50ha 未満 5	イ ▲8%以上～10%未満 5
	ウ 30ha 以上～40ha 未満 4	ウ ▲6%以上～8%未満 4
	エ 20ha 以上～30ha 未満 3	エ ▲4%以上～6%未満 3
	オ 10ha 以上～20ha 未満 2	オ ▲2%以上～4%未満 2
	カ 0ha 超～10ha 未満 1	カ ▲0%超 ～2%未満 1
4 転作状況 (地域農業再生協議会単位)	【全作物共通】 当年産における水田面積に占める転換作物の作付面積の割合 ※4	
	ア 50%以上 3	
	イ 40%以上～50%未満 2	
	ウ 30%以上～40%未満 1	
3 ブロックローテーションの取組状況	【全作物共通】 当年産の転換作物の作付面積に占める翌年産にブロックローテーションを行う面積の割合 ※3	
	ア 50%以上 6	
	イ 40%以上～50%未満 4	
	ウ 30%以上～40%未満 2	
4 新規取組農業者の状況	【全作物共通】 低コスト生産等の取組面積に占める、本事業に新規に取り組む農業者（品目ごとで新規の農業者を含む）の低コスト生産等の取組面積の割合	
	ア 100% 12	
	イ 80%以上～100%未満 6	
	ウ 50%以上～80%未満 3	

<p>5 地域計画の策定状況</p>	<p>【全作物共通】 低コスト生産等の取組面積に占める地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第19条第1項に規定する地域計画をいう。）のうち目標地図（基盤強化法第19条第3項に規定する地図をいう。）に位置付けられた農業者の低コスト生産等の取組面積の割合</p> <p>ア 80%以上 6 イ 50%以上～80%未満 4 ウ 10%以上～50%未満 2</p>
<p>6 酒造好適米の安定供給に向けた取組</p>	<p>【酒造好適米】 <u>令和8～10年度における、低コスト生産等の延べ取組面積に占める、複数年の低コスト生産等に取り組む農業者の延べ取組面積の割合</u></p> <p><u>ア 50%以上 6</u> <u>イ 30%以上～50%未満 4</u> <u>ウ 10%以上～30%未満 2</u></p>
<p>優先枠</p>	<p>新市場開拓用米 40億円 加工用米 20億円 米粉用米 (パン・麺専用品種) 20億円 酒造好適米 30億円</p>

- ※1 1について、前年度事業で採択された協議会のうち、前年度事業における低コスト生産等の取組面積の計画を達成できなかった場合は、未達分の面積を今回の申請における取組面積から減じた上でポイントを算出すること。
- ※2 2について、低コスト生産等に取り組まない面積も含む。
- ※3 ~~3について、前年度事業で採択された協議会のうち、前年度事業における主食用米作付削減面積の計画を達成できなかった場合は、未達分の面積を今回の申請における作付削減面積から減じた上でポイントを算出すること。~~
- ※4 ~~地域農業再生協議会単位での水田面積に対する転換作物（戦略作物、そば、なたね、新市場開拓用米、高収益作物、子実用とうもろこし、地力増進作物）の作付面積割の割合
 （割合＝当年産の転換作物の作付面積／当年度の水田面積）~~
- ※3 地域農業再生協議会単位での転換作物の作付面積に対する、事業に取り組む全農業者の本事業対象品目で翌年産にブロックローテーションに取り組む面積の割合
 （割合＝本事業対象品目における翌年産のブロックローテーション面積／当年産の転換作物の作付面積）

地域特認メニューの考え方の見直し（酒造好適米関係）

酒造好適米の追加に伴い、地域特認メニューの考え方を以下のとおり見直す。

(別紙 18)

低コスト生産等の取組の追加について（コメ新市場開拓等促進事業）

1 手続

- (1) 都道府県農業再生協議会の長は、低コスト生産等の取組を追加しようとする場合は、別紙 18 様式第 1 号により、地方農政局長等に承認の申請を行うものとしします。
- (2) (1) の承認申請に当たっては、追加しようとする低コスト生産等の取組（以下「地域特認メニュー」という。）の根拠となる文献やデータ等を添付するものとしします。
- (3) 地方農政局長等は、(1) の申請について、承認の可否を決定し、別紙 18 様式第 2 号により都道府県農業再生協議会の長に通知するものとしします。

2 承認申請に当たっての留意事項

- (1) 地域特認メニューは、原則として、農業者自身が行う取組であり、かつ、取組により農業者自身に追加的な負担（掛増し経費）が発生するものとしします。
- (2) 地域特認メニューの基本的な考え方は、次のとおりとしします。
 - ① ~~新市場開拓用米・加工用米・米粉用米（パン・麺専用品種）~~
 - ・低コスト又は省力化に資する取組であること
 - ・酒造好適米においては、上記のほか、品質の向上や収量の安定に資する取組であること
- (3) 取組の有無を客観的に判断できる基準（取組基準）を設けるものとしします。

(ポイント)

- ① 契約に関する必要書類等は、**酒造好適米においても、現行コメ新における加工用米等の他の品目と同様。**
- ② 複数年契約において、**要望・申請はR8に複数年分を一括で行い、実績報告・確認は年ごと**に行う。
- ③ 複数年契約における各年産の取組面積は、**必ずしも一定である必要はなく、年によって変動することも可能。**いずれにしても、**「最大3か年の延べ取組面積」×1万円/10aをR8に一括で交付。**
(R8に一括交付されるため、交付を受けた面積は酒造好適米生産に取り組み必要があり、取組面積が一括交付時点から減少する場合は交付金の返還が必要となる場合がある。)
- ④ 3年間の長期契約に取り組む場合、**農業者側と酒蔵側との間(直接取引の場合は農業者と酒蔵との間、集荷業者を挟む場合は例えば全農県本部と県酒造組合との間)で「価格決定の考え方」を予め設定**すること。

	1年間の取組 (R8のみ)	2年間の取組 (R8・9)	3年間の取組 (R8・9・10)
要望調査時点 R8/4/30 農水本省㊦	<ul style="list-style-type: none"> ●生産者が実需者(酒蔵等)と直接取引する場合は、以下の内容を含む、実需者との「契約書」の締結、又は「契約を締結する計画書」の作成。 ●集荷業者を挟む場合は、生産者から実需者(酒蔵、酒造組合等)までの各段階において「契約書」の締結、又は「契約を締結する計画書」の作成。 「契約書」 ①契約年月日 ②契約当事者双方の氏名 ③品目 ④数量(面積契約の場合は面積) ⑤契約期間(又は契約対象の農産物の生年産)	<ul style="list-style-type: none"> ●同左 <u>(R8に2か年分の数量を記載)</u> 「契約書」 ①契約年月日 ②契約当事者双方の氏名 ③品目 ④ <u>R8・9の数量</u> (面積契約の場合は面積) ⑤契約期間(又は契約対象の農産物の生年産)	<ul style="list-style-type: none"> ●同左 <u>(R8に3か年分の数量を記載)</u> ●<u>農業者側と酒蔵側との間の「契約書」において、「価格決定の考え方」(「●月頃に●を踏まえて●と●が協議して決定」等)を記載。</u> 「契約書」 ①契約年月日 ②契約当事者双方の氏名 ③品目 ④ <u>R8・9・10の数量</u> (面積契約の場合は面積) ⑤契約期間(又は契約対象の農産物の生年産) ⑥ <u>価格決定の考え方(農業者側と酒蔵側との契約書に記載)</u>
正式申請時点 R8/6/30 地域再生協㊦	<ul style="list-style-type: none"> ●生産者が実需者と直接取引する場合は、実需者との「契約書」の締結。 ●集荷業者を挟む場合は、生産者から実需者までの各段階において「契約書」の締結。 ●未締結の場合は、契約締結後速やかに地域再生協等に報告(新規需要米と同じ扱い)。 	<ul style="list-style-type: none"> ●同左 	<ul style="list-style-type: none"> ●同左
出荷・販売の実績報告 各年12/20 地域再生協㊦	<ul style="list-style-type: none"> ●「出荷・販売等実績報告書兼誓約書(様式11-1号)」と「出荷・販売状況が分かる書類」の提出。 ●12/20までに販売が完了しない場合は、少なくとも「出荷状況が分かる書類」を提出の上、追って「販売状況が分かる資料」を提出。 	<ul style="list-style-type: none"> ●同左 <u>(R8・R9ごとに報告)</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ●同左 <u>(R8・R9・R10ごとに報告)</u>
その他	上記の他、当事業の申請にあたり、以下の書類を提出。 ●要望調査時に「取組計画書(様式13-4号)」 <u>(R8に提出)</u> ●当事業への取組の実施状況等の報告として、「取組計画実施報告書(様式13-5号)」 <u>(年ごとに提出)</u>	<ul style="list-style-type: none"> ●同左 	<ul style="list-style-type: none"> ●同左

「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）」に定める
 新市場開拓用米（輸出用醸造用玄米）の範囲の扱いについてのQ&A

（特に、下線部は柔軟な対応が可能な箇所）

番号	問	回答
1	新市場開拓用（輸出用日本酒の原料用）の醸造用玄米（以下「輸出用醸造用玄米」という。）は、用途限定米穀として取扱いしなければならないのか。	<ul style="list-style-type: none"> 新市場開拓用（輸出用日本酒の原料用）の醸造用玄米は用途限定米穀として取り扱います。
2	輸出用醸造用玄米を用途限定米穀として取り扱う場合、別棟、又は別（はい）で保管し、その用途を明記した「票せん」を掲示する必要があるのか。	<ul style="list-style-type: none"> 「米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令（平成21年農林水産省令第63号）」第3条の規定に基づき、別棟、又は別（はい）で保管し、その用途を明記した「票せん」を掲示する必要があります。
3	<p>① 用途限定米穀は定められた用途以外への使用、又は定められた用途以外に使用する目的での出荷・販売をしてはいけないこととされており、需要者も新規需要米の適正流通に関する誓約書の提出が義務付けられているが、実需者（酒造メーカーを想定）は、輸出用醸造用玄米を輸出用の日本酒の原料としてしか使用はできないのか。</p> <p>② <u>日本酒の製造において、通常の醸造用玄米（ポジ）と輸出用醸造用玄米が混ざって製造を行う、もしくは製造をわけても同じ貯蔵タンクに保管することは認められるのか。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ①について、用途限定米穀である輸出用醸造用玄米は、輸出用の日本酒の原料としてしか使用できません。 ②について、<u>日本酒の製造においては、輸出用醸造用玄米として認定を受けた酒造好適米により製造された輸出用日本酒（以下「輸出用日本酒」という。）と一般酒造好適米を原料とした国内出荷用日本酒（以下「国内出荷用日本酒」という。）の製造タンク等については、分離する必要はありません。</u> なお、<u>輸出用日本酒の製造量は輸出用日本酒原料の酒造好適米と一般酒造好適米との比率により、製造タンクの容量を按分して算出するなどの方法が考えられます。</u>
4	醸造タンクを限定しない場合、輸出用と国内用の数量を帳簿等により管理することが必要か。	<ul style="list-style-type: none"> 輸出用日本酒と国内出荷用日本酒の数量は、帳簿等により管理する必要があります。

5	<p>輸出用醸造用玄米を使用した日本酒の製品については、該当の製品すべてを輸出用とすることが必要か。それとも該当製品の一部の輸出でよいのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 輸出用日本酒については、確実に全て輸出する必要があります。 ・ なお、輸出用日本酒の輸出の確認については、「新市場開拓用（輸出用日本酒向け醸造用玄米）を使用した日本酒の輸出計画数量」（別添1に参考様式例。以下「輸出計画数量」という。）と「加工用米等受払状況等報告書（別紙様式第7号）（別添2。以下「加工用米等受払状況等報告書」という。）」等において行うこととします。
6	<p>「輸出計画数量」の使用数量と、「加工用米等取組計画書（別紙様式第3-1号）（別添3。以下「加工用米等取組計画書」という。）」の2（1）における生産計画数量は一致しなくてもよいのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「輸出計画数量」と「加工用米等取組計画書」の2（1）における生産計画数量は一致させる必要があります。
7	<p>輸出用醸造用玄米から日本酒に製造した段階で、用途限定米穀としなくてもよいのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 輸出用日本酒については、製品に加工されているので、用途限定米穀には該当しません。 ・ ただし、輸出用日本酒が確実に全て輸出されたことを確認することが必要であり、当該確認については、「加工用米等受払状況等報告書」等において行うこととなります。
8	<p><u>輸出用として製造したが、消費期限等の都合上、やむを得ず国内向けに販売することは可能か。その際、ペナルティー等はあるのか。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>当年産の輸出用日本酒を計画どおり輸出することが困難となった場合については、国内向けに販売することは可能ですが、当年産の輸出用日本酒の未輸出分を翌年産の日本酒と入れ替えるなどして、未輸出分に相当する量を代替して、確実に輸出してください。</u> ・ その際、原料となる翌年産の酒造好適米については、原則、当年産の酒造好適米と同量かつ同等以上のものを使用してください。

9	<p>需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙3の第3の2において、輸出用として用途が限定されている米穀を主食に用途変更する場合は、用途限定米穀の用途外使用承認申請を行い、承認を受けることで用途外使用を行えることとなっている。</p> <p>輸出用醸造用玄米を使用した日本酒が計画どおりに輸出できなかった場合においても、用途限定米穀の用途外使用承認申請を行う必要があるのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 輸出用醸造用玄米を使用した日本酒について、計画どおりの輸出が困難になった場合については、国内向けに販売することは可能ですが、当年産の輸出用日本酒の未輸出分を翌年産の輸出用日本酒と入れ替えるなどして、未輸出分に相当する量を代替して、確実に輸出してください。 その際、原料となる翌年産の酒造好適米については、原則、当年産の酒造好適米と同量かつ同等以上のもを使用してください。 なお、この場合、用途限定米穀の用途外使用承認申請は不要です。 輸出用日本酒については、確実に全て輸出する必要があります。 輸出用日本酒の輸出の確認については、「輸出計画数量」と「加工用米等受払状況等報告書」等において行うこととします。
10	<p><u>「輸出計画数量」等の中に、各国際空港での免税販売や各蔵元の販売店における免税数量も含まれることでのいのか。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <u>各国際空港の出国ゲートの外にある免税エリアにおいて販売される場合、国外に持ち出されることとなるため、「輸出計画数量」等の中に、当該免税エリアでの販売や各蔵元の販売店における免税数量をカウントすることは、差し支えありません。</u> 到着時の免税エリアにおいて販売される場合、国内に持ち込まれることとなるため、到着時の免税エリアでの販売における免税数量は、「輸出計画数量」等の中にはカウントできません。 なお、輸出用醸造用玄米として取り組む場合は、空港の出国ゲートの外にある免税エリアで販売することが確実な事業者の販売する「加工用米等取組計画書」を策定する必要があることにご留意ください。

2026/ /

住所
 需要者名
 電話番号

令和○年産 新市場開拓用米(輸出用日本酒向け醸造用玄米)を使用した日本酒の輸出計画数量

分類 ※1	輸出計画数量 (kl)	令和○年産新市場開拓米 (輸出用日本酒向け醸造用玄米) の使用数量(kg)	輸出時期 ※2	輸出先国
純米大吟醸酒				
純米吟醸酒				
純米酒				
大吟醸酒				
吟醸酒				
本醸造酒				
計	0.0	0		

※1:吟醸酒、大吟醸酒、純米酒、純米吟醸酒、純米大吟醸酒、特別純米酒、本醸造酒、特別本醸造酒別に記載。

※2:輸出時期が不明な場合は、輸出事業者への販売時期を記載。

3 加工用米等使用製品の製造及び出荷の状況

用途	製品名	単位 (a) ※1	製品製造状況（(a)の単位で記入）		製品出荷数量 ((a)の単位で 記入) (d)	翌年度への 繰越量（(a)の 単位で記入） (b+c-d)
			前年度から の繰越量 (b)	当年度の製造量 (c) 加工用米等の 使用数量 (実kg) ※2		

※1： 「箱、袋、kg、kl」等、当該製品を管理する際の任意の単位を記入する。

※2： 使用した加工用米等の数量の大きさに応じて、任意でトン単位、100kg単位等としてもよい。

(注) 飼料用等の加工して製品を製造せず、直接使用する場合には、当該欄の報告を省略することができる。

(2) 販売計画

種 類	契約内容					
	契約相手方 ※1	使途 ※2	品位 ※3	引渡時の 態様 ※4	数量 (玄米kg)	販売価格 (円/kg (税込み)) ※5

※1: 契約者である実需者及び仲介業者ごとに名称及びそれぞれの所在地の都道府県を記載すること。

また、買取販売業者に販売する場合は当該買取販売事業者名を記入すること。

例: ○○株式会社 (需要者) 【○○県】、△△株式会社 (仲介業者) 【○○県】、□□株式会社 (買取事業者) 【○○県】

※2: 加工用米について、清酒用、焼酎、加工米飯、味噌等調味料、米穀粉、米菓、包装もち、その他別を記入すること。(新規需要米の場合は記入不要)

※3: 水稲うるち玄米3等以上等、契約書の内容に応じて簡潔に記入すること。

※4: 需要者等に引き渡す際の態様(生もみ、乾もみ、玄米、精米等)を記入すること。(販売契約書の態様と一致すること)

※5: 取組主体のうち、全国生産出荷団体、都道府県生産出荷団体、認定方針作成者及び農業者団体は販売価格を記入すること。

3 適正流通の確保に向けた措置

(具体的な措置内容を記載)

4 受検予定の農産物検査機関の住所及び名称

(注) 全国生産出荷団体及び都道府県生産出荷団体は省略できる。

【添付書類】

- 1 全国生産出荷団体又は都道府県生産出荷団体が取組主体の場合は、団体間集荷計画書(別紙様式第3-4号)
- 2 需要者団体等及び農業者が作成した加工用米及び新規需要米の流通に係る誓約書(別紙様式第3-5号)
- 3 取組計画書提出に係るチェックシート(別紙様式第3-6号)
- 4 農産局長又は地方農政局長等が特に必要と認める資料

(注1) 電算処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合にあつては、内容の変更を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるものとする。

(注2) 以下に掲げる販売契約等の状況が分かるいずれかの書類について、農産局長及び地方農政局長等の求めに応じ提出できるよう適切に整理し、保管する。

- 1 販売契約書
- 2 買取販売業者に販売を行う場合にあつては買取販売承認通知書(別紙様式第11-1号)及び契約書
- 3 自家加工農業者にあつては加工用米等自家加工等販売計画書(別紙様式第3-2号)